

感染症法に基づく 「医療措置協定」締結

2023年11月14日 定例記者会見 土谷明男



感染症法と医療法の改正

新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえ、平時から体制を確保する

□令和3年の医療法改正

- 医療計画における新たな事業「新興感染症発生・まん延時における医療」が追加

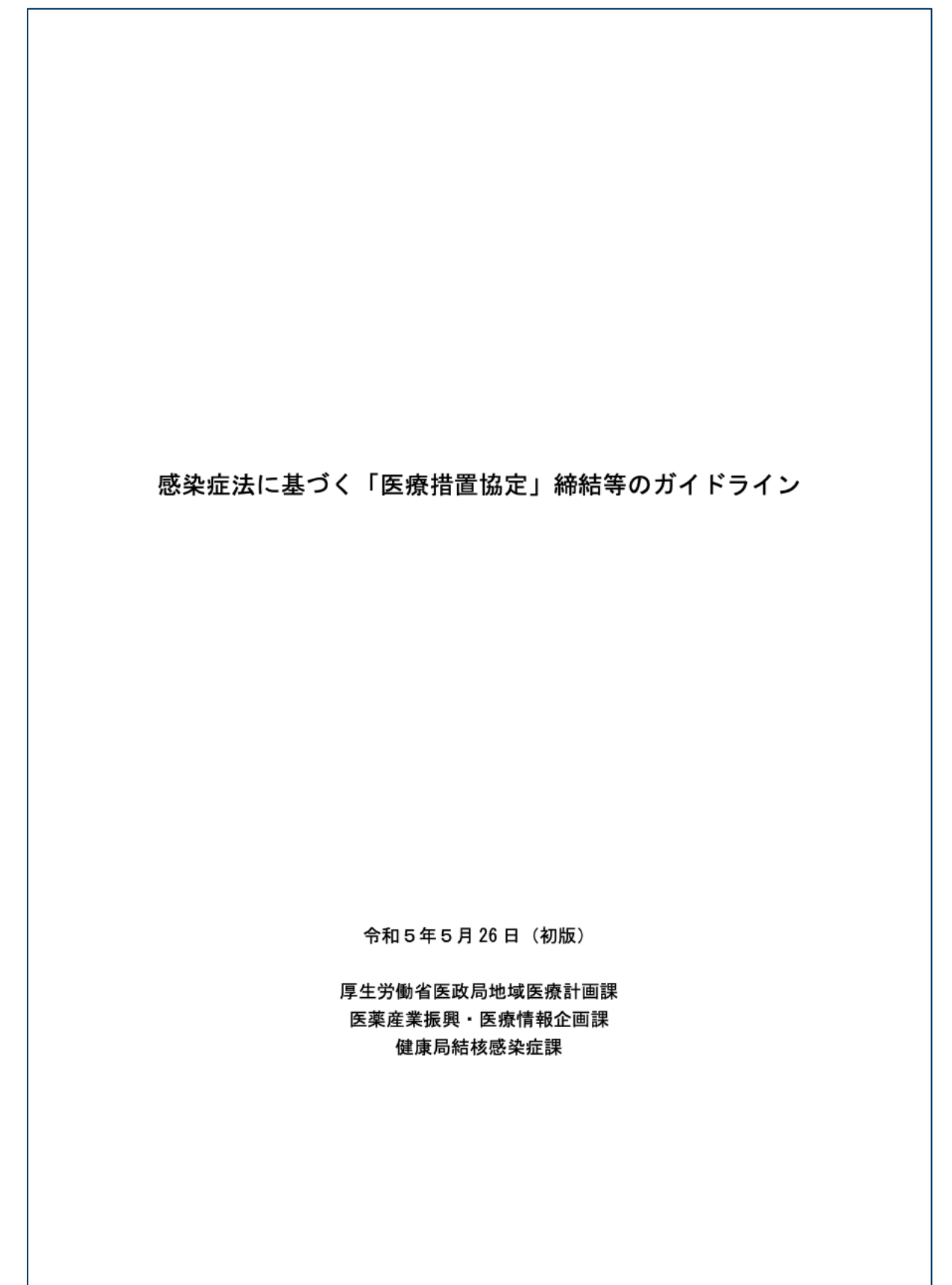
□令和4年の感染症法改正

- 都道府県と医療機関は医療措置協定を締結

感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン

医療措置の内容

1. 病床の確保
2. 発熱外来の実施
3. 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察
4. 後方支援
5. 医療人材派遣



感染症法に基づく「医療措置協定」

ガイドラインの内容

- 協定は双方の合意
- 齟齬がないように十分な協議を行うこと
- 感染症の特性に合わせて協定の内容を見直すなど機動的な対応を行うことも前提に協定協議段階で可能な範囲で都道府県と医療機関とが合意した内容について締結すること
- 令和6年4月1日施行

協定締結にかかると問題点

□病原性が不明

□補償の内容が未定

- 措置に要する費用については医療機関が負担
- 都道府県は国による補助が創設された場合、補助を検討

医療措置協定に対しての医療者の思い



協定締結の不安



医療者としての良心

「研修」と「訓練」

- 自医療機関で実施する、あるいは、都道府県等の自治体を含む外部の機関が実施するものに参加させること

サーージキャパシティとしての 危機対応施設



サージキャパシティとしての危機対応施設

- 今後も感染拡大を繰り返す
- 通常医療を確保するために感染拡大時に備えた対応が求められる
- サージキャパシティとしての医療施設
 - ✓ サージ (Surge) うねり、波のように押し寄せる
 - ✓ 瞬間的に増加する医療 (感染症パンデミック、大規模災害)

サージキャパシティとしての危機対応施設

サージキャパシティとしての危機対応施設

- 発生時の速やかな対応

トレーニングセンター

- 感染症や災害対応の訓練

□感染症法に基づく「医療措置協定」の締結

□サージキャパシティとしての危機対応施設